

※現状値は今後変更になる場合があります。

1-1) 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	公立学校施設・社会体育施設等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ◆各市町村において、幼稚園、小中学校の耐震化の推進に取り組んでいるが、学校統廃合に係る地域との協議・調整、自治体の財政状況等を要因として、平成27年度末までの耐震化完了が困難である見通しが示されている。 [現状]公立幼稚園の耐震化率 82.8% (H26) 全国83.6% (H26) 公立小中学校の耐震化率 90.4% (H26) 全国92.5% (H26) ◆県立学校の耐震改修は、全国の進捗率と比較し、高等学校の耐震化の取組みに遅れが生じている。 [現状]公立高等学校の耐震化率 82.6% (H26) 全国90.0% (H26) (「岩手県耐震改修促進計画」に基づく耐震化率 94.2% (H26)) ◆利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め耐震化の一層の促進を図る必要がある。
	私立学校の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ◆全国と比較して進んでいない。[現状]私立学校の耐震化率 72.5% (H26) 全国80.6% (H26) ◆児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時に地域住民の避難所として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め耐震化の一層の促進を図る必要がある。
	世界遺産登録資産の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆平泉の文化遺産については包括的保存管理計画を策定、中尊寺では管理者が地震時の対処として火災予防、震災時の避難のほか風害対策、大雨時の土砂災害対策、異常気象時の点検の措置を行うこととし、非常時には消防機関及び地元自治体災害対策本部と協力して対処することとしている。 ◆実行性がある計画となるよう、地元自治体を中心となり所有者、関係機関・団体、地域住民と調整し、県も引き続き地元自治体と連携しながら協力体制をより強固にしていく必要がある。[現状]岩手県世界遺産保存活用推進協議会・同部会開催回数 4回 (H26) ◆必要に応じた他地域からの支援に係る連携体制など広域的な行動計画の検討も必要である。
住宅・都市	住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ◆全国と比較して低く、木造住宅耐震支援事業(耐震診断・耐震改修への補助等)の活用状況も低い。 [現状]住宅の耐震化率 67.0% (H20) 全国79.0% (H20) ◆耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、更なる耐震化の促進を図る必要がある。
	幹線街路整備	<ul style="list-style-type: none"> [現状]幹線街路整備進捗率 64.5% (H25) 全国61.0% (H24) ◆避難路の確保及び火災の延焼拡大防止に資することから、国や市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。
	空き家対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進など、総合的な空き家対策を推進する必要がある。[現状]空き家率 13.8% (H25) 全国13.5% (H25)
保健医療・福祉	病院の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害拠点病院11病院については、移転新築する1病院を除き、全て耐震化済みであるが、その他の病院の耐震化率は全国と比較して低い状況。[現状]病院の耐震化率 61.5% (H25) 全国64.2% (H25) ◆既存の医療提供体制整備交付金を一般病院がより活用しやすくするなど、耐震化されていない病院等に対し、改修等の促進を図る必要がある。
	社会福祉施設等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ◆全国と比較して低い状況。[現状]社会福祉施設の耐震化率 79.0% (H24) 全国84.2% (H24) ◆厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を進める必要がある。

1-2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	津波避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ◆県では市町村の津波避難計画の策定を支援するため、平成16年度に津波避難計画策定指針を作成しており、沿岸9市町村が計画を策定している。[現状] 津波避難計画を策定した市町村 9市町村 [75.0%] (H26) ◆今後、未策定の市町村に対し、当指針に基づいて計画を策定するよう、助言等を行う必要がある。
	県総合防災訓練等における普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆県総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練を始めとする住民参加型の訓練、家庭における備蓄品の展示等を行っている。[現状] 県総合防災訓練における普及啓発 年1回 ◆今後も防災知識の普及啓発のため、訓練のほか広報等を利用した取組を継続して行っていく必要がある。 [現状] ラジオ番組等での普及啓発 4回 (H26)
	復興教育研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成26年5月に復興教育副読本を発行、県内公立小中学校(特別支援学校含む)に配架し、各学校で副読本を活用した復興教育・防災教育に取り組んでいる。[現状] 復興教育(副読本活用)研修会の開催数 6回 (H26) ◆副読本は、津波をはじめ様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう、学校へ働きかけていく必要がある。
国土保全・交通	津波防災施設の整備	<p>[現状] 津波防災施設の整備率 36.3% (H26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、施工確保対策等の取組や現場に応じた創意工夫をしながら、海岸保全施設等の整備を早急に進める必要がある。
	海岸水門等操作の遠隔化・自動化	<ul style="list-style-type: none"> ◆海岸水門等について、閉鎖作業が必要な施設の自動閉鎖を図ることとしている。 [現状] 海岸水門等操作の遠隔化・自動化整備完了地区数 0地区 (H26) ◆水門等の操作員の安全の確保と、津波襲来時の確実な閉鎖のため、水門本体工事の整備と併せて自動閉鎖システムの構築、工事発注に向けて具体的な取組を進めていく必要がある。
	津波防災地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定するに当たり、津波浸水想定区域図作成の前提条件となる最大クラスの津波設定の参考とするため、津波痕跡調査を実施している。 [現状] 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画策定市町村 0市町村 (H26) ◆学識経験者の指導・助言を得ながら、津波痕跡調査を取りまとめるとともに、津波浸水想定の設定に向けた津波シュミレーションの検討などを進めていく必要がある。
	港湾・漁港における避難対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆港湾利用者の避難対策推進のため、地元自治体の避難計画に合わせ、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等を進める必要がある。 ◆漁港利用者の避難対策推進のため、利用者を安全な高台へと誘導する施設が必要である。 [現状] 津波避難誘導デッキの整備割合 0.0% (H25)
	出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施している。[現状] 出前講座実施回数 15回 (H26)

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
住宅・都市	内水危険箇所のソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆岩手県汚水処理施設整備構想（いわて汚水処理ビジョン2010）において、内水ハザードマップを作成・公表している市町村の割合を22%（H22年度末）から100%（H30年度末）にすることを目標としている。 ◆国や県が浸水想定区域図を作成する洪水（外水）ハザードマップとは異なり、市町村が内水浸水想定を行う必要があるため、財政的・人的な負担が大きく、策定が進んでいない。 [現状] 内水ハザードマップを作成した市町村の割合 33.0%（H25） ◆今後、未作成の市町村に対し、過去の内水浸水区域を図示するなどの簡易な作成法について情報提供するなどし、作成の推進を図る必要がある。
	内水危険箇所のハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆岩手県汚水処理施設整備構想（いわて汚水処理ビジョン2010）において、浸水被害の可能性のある家屋を、2,623戸（H20年度末）から2,200戸（H30年度末）に軽減することを目標として整備を進めており、平成25年末現在までに解消された浸水被害の可能性のある家屋戸数は94戸となっている。 [現状] 浸水被害想定家屋の対策実施率 22.2%（H25） ◆近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえながら、内水被害の防止に向け、一層の雨水排水施設の整備を進める必要がある。
国土保全・交通	河川整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆近年に浸水被害を受けた箇所など、重要性と緊急性の高い区間について、着実に整備を進めているが、整備率は低い状況となっている。 [現状] 河川整備率（国管理）47.6%（H25） 河川整備率（県管理）48.4%（H25） ◆今後も引き続き、事業の進捗を図っていく必要がある。
	洪水浸水想定区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ◆水防法に基づき、水位周知河川に指定された河川については、浸水想定区域の指定が義務付けられている。 ◆洪水浸水想定区域の指定にあたっては、近年の洪水被害等を勘案し、緊急性の高い河川について優先的指定を進めており、19市町村において洪水浸水想定区域を指定済み。 [現状] 洪水浸水想定区域を指定した市町村（累計）19市町村（H26） ◆今後、指定を完了していない市町村に対し、早急に指定作業を行うよう働きかけを行う必要がある。
	洪水ハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ◆水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、関係市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられている。 ◆北上川沿川を中心に22市町村で洪水ハザードマップ（防災マップ等を含む）を策定済みであるが、浸水想定区域が指定されている市町村のうち、2市町村で洪水ハザードマップが未策定である。 [現状] 洪水ハザードマップを作成した市町村 22市町村（H26） ◆今後、未策定の市町村に対し、計画を策定するよう、助言等を行う必要がある。

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	火山防災マップの策定	<ul style="list-style-type: none"> ◆常時観測3火山（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）のうち、岩手山及び秋田駒ヶ岳については、火山防災マップを策定しているが、栗駒山については、噴火史などの解明（研究）が進んでいないことから、取組が進められていない。 [現状] 火山防災マップを策定した県内の常時観測火山 2火山 [66.6%] (H26) ◆火山防災マップの策定にあたっては、調査研究成果のとりまとめが前提となることから、国、市町村等で組織する火山防災協議会において、有識者等の助言を得ながら検討を進めていく必要がある。
	登山者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆登山者に火山情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線やいわてモバイルメール等による情報伝達手段を整備し、適時適切な運用を図る必要がある。
国土保全・交通	土砂災害警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害警戒区域の指定状況は、平成26年度末時点で全国と比較すると30ポイント以上低い状況である。 [現状] 土砂災害警戒区域指定割合(指定数/土砂災害警戒区域の総区域数の推計値) 23.7%(H26) 全国61.2%(H26) ◆区域指定に必要な基礎調査を進めるとともに、関係市町村と連携して区域指定を推進する必要がある。
	土砂災害ハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等指定がされた場合は、市町村に土砂災害ハザードマップの作成が義務付けられている。 ◆県内全33市町村のうち、24市町村で未作成となっている。 [現状] 土砂災害ハザードマップを作成した市町村 9市町村 [27.3%] (H26) 全国840市町村[48.9%] (H26) ◆今後、未作成の市町村に対して、早急に作成を行うよう助言等を行う必要がある。
	砂防施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害のおそれがある箇所を対象に、順次、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害対策施設の整備を進めている。 ◆施設整備には多額の費用と時間が必要であるため、国の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから重点的に整備を進める必要がある。
	農山村地域における対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆大雨等による土石流などの山地災害を防止するため、治山事業により治山施設を設置するとともに、機能の低下した森林の整備を進め、森林が持つ土砂流出防備などの公益的機能を維持・強化していく必要がある。 [現状] 山地災害防止機能が確保された集落数 932集落 (H25) 全国約55千集落 (H25)

1-5) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果						
行政機能・情報通信	孤立集落を想定した防災訓練の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ◆孤立集落の発生を想定した防災訓練を、県総合防災訓練の一環として実施している。 ◆孤立集落の状況を収集し、救援救助に向かうためには、孤立集落との通信連絡が不可欠であり、孤立可能性のある378集落のうち201集落に防災行政無線等の通信手段を配備している。 ◆通信手段のない孤立可能性集落に対する通信手段の確保について、市町村へ働き掛ける必要がある。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>[現状] 孤立可能性のある集落数</td> <td style="text-align: right;">378集落 (H25)</td> <td style="text-align: right;">全国19,145集落 (H25)</td> </tr> <tr> <td>孤立可能性のある集落における防災行政無線等設置率</td> <td style="text-align: right;">53.2% (H25)</td> <td style="text-align: right;">全国 50.0% (H25)</td> </tr> </table> ◆通信訓練も含めた訓練を、今後も継続して実施する必要がある。 	[現状] 孤立可能性のある集落数	378集落 (H25)	全国19,145集落 (H25)	孤立可能性のある集落における防災行政無線等設置率	53.2% (H25)	全国 50.0% (H25)
[現状] 孤立可能性のある集落数	378集落 (H25)	全国19,145集落 (H25)						
孤立可能性のある集落における防災行政無線等設置率	53.2% (H25)	全国 50.0% (H25)						
国土保全・交通	防雪設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、堆雪帯などの防雪施設等は、概ね整備が完了している。 ◆今後、気象条件の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していく必要がある。 						
	立ち往生車両の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆豪雪等の異常気象による立ち往生車両の発生を未然に防止するため、平成26年11月に公布・施行された災害対策基本法に基づく対応を検討していく必要がある。 						

1-6) 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動等の遅れ等で、多数の死傷者の発生

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	避難勧告等発令基準の策定	<p>◆国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、市町村に土砂災害を中心に避難勧告等発令基準の策定を働き掛けた結果、全市町村において策定済みとなっている。 [現状] 市町村の策定状況（津波）12市町村〔100.0%〕（H26） 全国80.0%（H25） （土砂災害）33市町村〔100.0%〕（H26） 全国77.0%（H25） （洪水災害）14市町村〔42.0%〕（H26） 全国78.0%（H25）</p> <p>◆今後は、洪水災害を中心に避難勧告等発令基準の策定を働き掛けるとともに、発災時に円滑に市町村が避難勧告等の発令を行えるよう、継続して助言等を行っていく必要がある。</p>
	災害情報の円滑な伝達	<p>◆図書館・美術館・博物館等の来館者、鉄道・旅客・空港の利用者、外国人旅行者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。</p> <p>◆観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、総務省の観光・防災Wi-Fiステーション整備事業の活用や民間整備への働きかけ等、公衆無線LAN環境の整備を進める必要がある。</p> <p>◆放送網の遮断の回避のため、総務省の地域公共ネットワーク強靱化等事業費補助金を活用し、放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備を進めていく必要がある。</p> <p>◆J-アラートと防災行政無線や緊急速報メール等の情報伝達手段を自動起動機による接続については、全市町村で対応済み。 [現状] J-アラートと災害情報伝達機能を接続した市町村（自動起動機整備市町村）33市町村〔100.0%〕（H26）</p>
	災害情報システムの整備	<p>◆全市町村において災害情報集計システムを活用しているが、現状のシステムは各市町村の被害情報等を集約する機能のみとなっている。[現状] 災害情報集計システムを活用している市町村 33市町村〔100.0%〕</p> <p>◆災害情報をGIS等にて視覚的に分析する機能や、住民への情報発信のためのLアラートへの接続機能を有した、新たな災害情報システムへの更新などを平成27年度に行う予定。</p>
	携帯電話等エリア整備	<p>◆県内の携帯電話不感地域解消のため、市町村においては、無線システム普及支援事業費等補助金を活用した基地局整備に取り組んでいるが、解消率は84.3%となっている。[現状] 携帯電話不感地域解消率 84.3%（H26）</p> <p>◆今後、災害時でも有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、通信事業者へ働き掛けを行うなど基地局整備に取り組んでいく必要がある。</p>
	民放ラジオ難聴解消	<p>◆地域によって民放ラジオ難聴地区が存在している。</p> <p>◆今後、災害時でも多くの住民に対し情報伝達を行うことのできるラジオの難聴解消のため、総務省の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用し、ラジオの難聴解消のための中継局の整備を進める必要がある。</p>

(続き) 1-6) 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動等の遅れ等で、多数の死傷者の発生

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	防災訓練の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆これまでの災害を踏まえた検証や災害対応力の向上のため、今後も図上訓練を継続して実施することが必要である。 [現状] 県における図上訓練の実施回数 3回 (H26) ◆各市町村における災害対策能力の向上や住民の防災意識の醸成を図るため、各市町村において毎年度防災訓練が行われることが望ましいが、平成26年度においては4町で訓練を実施していない。 [現状] 防災訓練を実施した市町村 29市町村 [88.0%] (H26) ◆今後、未実施の市町村に対し、訓練を実施するよう、助言等を行う必要がある。 ◆県ではこれまで市町村における災害対応能力を向上させるため、希望する市町村に対して図上訓練を実施してきたところ。 [現状] 市町村を対象とした図上訓練の実施状況 3市町村 (H26) ◆今後もこれら図上訓練の実施を継続するとともに、各市町村において住民参加型防災訓練等を実施するにあたり必要となる支援を行っていく必要がある。
	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆県内における防災教育を推進するため、津波災害等を対象とした3種類の防災教育教材を作成したところ。 [現状] 作成した防災教育用DVDの種類 3種類 ◆今後は、これまで作成した教材について教育現場での活用を促すため、防災教育に携わる教員に対して、必要な研修等を行っていく必要がある。 [現状] 防災教育研修会への参加市町村 33市町村 [100.0%] (H26)
	自主防災組織の結成	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の状況・特性に応じた対応を可能とする自主防災組織のカバー率については、平成25年度に初めて全国平均を上回り、その後も上昇傾向にある。 [現状] 自主防災組織活動カバー率 82.6% (H26) 全国80.0% (H26) ◆東日本大震災津波で被害の大きかった沿岸地域においては50%を下回っているところもあり、今後、岩手県地域防災サポーターの活用等を通じて市町村の取組を継続して支援していく必要がある。
	避難行動の遅れを回避する道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を進めているところ。 [現状] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 57台 (H25) 全国5,229台 (H24) ◆東日本大震災津波後は沿岸地域の主要交差点への重点的な整備を推進してきたが、今後は県下全域を対象とし、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備を進める必要がある。
保健医療・福祉	福祉避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> ◆全国に比べ、福祉避難所指定・協定締結済市町村の比率が低く、取組が進んでいない。 [現状] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 45.5% (H25) 全国56.3% (H24) ◆今後、研修会の実施等により、市町村の取組を促進していく必要がある。
	避難行動要支援者名簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> ◆改正災害対策基本法に基づき、市町村に義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成は、全国に比べ取組が遅れている。 [現状] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 69.7% (H25) 全国73.4% (H24) ◆今後、研修会の実施等により、市町村の取組を促進していく必要がある。

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	広域防災拠点の配置、防災拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆広域防災拠点の具体的な運用方法、活動手順及び連携対策等を定めた広域防災拠点運用マニュアルを平成27年3月に策定。今後、運用マニュアルをもとにした訓練等での検証を行い、平成28年度からの本格運用につなげる必要がある。 ◆広域防災拠点に位置付けられる施設には、再生可能エネルギー設備の整備促進が図られるよう、市町村等への働き掛けを実施していく必要がある。
	非常物資の備蓄体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆県災害備蓄指針に基づいて、今後5年をかけて広域防災拠点に配備を行う災害備蓄物資等について、順次備蓄を開始しているところであり、引き続き、計画的な整備を推進していく必要がある。 <p>[現状] 広域防災拠点における備蓄物資量 9,160食 (H26)</p>
住宅・都市	応急給水	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時における飲料の確保に関する協定において、飲料水メーカーに、災害時の飲料水の確保について協力要請することとしている。 <p>[現状] 応急給水関係の協定件数 (民間企業) 3社 (H26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。
	水道施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定において、水道工事業の団体を通じ応急復旧について協力要請することとしている。 <p>[現状] 水道施設の応急復旧 2団体 (H26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。
	水道災害訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆県の総合防災訓練の一環として実施する情報連絡訓練などにおいて、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧に係る協定締結先との関係機関との連携を図っている。 <p>[現状] 水道災害関係通信情報連絡訓練 年1回 (H26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。
	水道施設の防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時においても給水機能を確保するため、配水池容量の増量、緊急遮断弁の設置など配水池の給水拠点化を促進する必要がある。 ◆今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した計画的な老朽化対策を促進することが必要である。 ◆水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、緊急時貯水槽の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。 <p>[現状] 基幹管路の耐震適合率 44.8% (H25) 全国34.8% (H25) 浄水施設の耐震化率 22.6% (H25) 全国22.1% (H25) 配水池の耐震化率 27.7% (H25) 全国47.1% (H25)</p>
産業	応援協定等の締結	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。 <p>[現状] 応援協定等の締結件数 (民間企業、団体) 31者 (H26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。
	避難所等への石油燃料供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結している。 <p>[現状] 応援協定等の締結件数 (県石油商業協同組合・石油連盟) 2者 (H26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。 ◆災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、経済産業省の石油製品利用促進対策事業費補助金を活用し、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・LPGガスの貯槽等の導入を進める必要がある。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	孤立集落の発生を想定した防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆孤立集落の発生を想定した防災訓練を、県総合防災訓練の一環として実施している。 ◆孤立集落の状況を収集し、救援救助に向かうため、孤立集落との通信連絡が不可欠であり、孤立可能性のある378集落のうち201集落に防災行政無線等の通信手段を配備している。 ◆通信手段のない孤立可能性集落に対する通信手段の確保について、市町村へ働き掛ける必要がある。 [現状] 孤立可能性のある集落数 378集落 (H25) 全国19,145集落 (H25) 孤立可能性のある集落における防災行政無線等設置率 53.2% (H25) 全国50.0% (H25) ◆通信訓練も含めた訓練を、今後も継続して実施する必要がある。
国土保全・交通	既存道の駅の防災拠点としての機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆道の駅20施設について、大規模災害発生時に備え、情報提供装置の更新や自家発電機の設置、受水槽の改修などの防災機能強化予定。 [現状] 道の駅の防災機能強化の対策完了率 0.0% (H26) ◆今後も引き続き計画的な防災機能の強化を実施し、支援活動の拠点となるための整備を推進する必要がある。
	道路施設の防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路防災点検結果に基づき、落石や崩壊のおそれのある斜面等の要対策箇所について対策工事を実施しており、要対策箇所と位置づけられた165箇所のうち、97箇所の対策工事が完了している。 [現状] 道路法面など防災施設の対策率 58.8% (H26) 全国60.0% (H24) ◆大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことが出来るよう、今後も引き続き計画的な整備を行っていく必要がある。 ◆農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道（農道橋、トンネル）については、農山村地域の生活道路としての機能のほか、大規模災害時における被災地への食料供給機能などを担っている。 ◆今後も安全かつ効率的に結ぶ農道網を整備するとともに、老朽化した農業用道路の点検診断や補強等の保全対策を適切に推進する必要がある。 [現状] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.0% (H25) 全国20.0% (H25) ◆森林整備の促進や林業生産性の向上などを目的に整備された林道（林道橋、トンネル）については、一部の林道が山村地域の生活道路や緊急時の輸送路等としての機能を有している。 ◆今後も安全かつ効率的な林道網を整備するとともに、老朽化した構造物の点検診断や補強等の保全対策を適切に推進する必要がある。 [現状] 林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 68.0% (H25)

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	災害対策本部の耐災害性の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎は、併せて21棟あり、順次耐震化を進めているところ。[現状] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) 全国68.9% (H24) ◆今後も、計画的に、継続して県庁舎及び各地区合同庁舎の耐震化を図る必要がある。 ◆大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす市町村庁舎は、階数3以上かつ床面積の合計1,000m²以上のものが74棟あり、順次耐震化を進めているところ。[現状] 市町村庁舎の耐震化率 67.6% (H25) ◆今後も、計画的に、継続して市町村庁舎の耐震化を図る必要がある。
	災害警備本部の耐災害性の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害警備活動拠点となる警察本部及び警察署庁舎耐震化率は100%となっている。 [現状] 警察庁舎の耐震化率 100.0% (H26) 全国78.8% (H26) ◆大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に際しても、人命救助や治安維持活動等を機動的かつ的確に実施できるよう整備を進める必要がある。 ◆今後、現状に応じて、警察庁の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を進める必要がある。
	消防本部等の耐災害性の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆消防本部及び消防署等の耐震化率は75.3%となっている。 [現状] 消防本部・消防署の耐震化率 75.3% (H26) 全国83.8% (H26) ◆大規模災害発生時においても、災害応急対策の拠点としての機能を発揮して業務を継続するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐えうるよう整備を促進する必要がある。 ◆総務省の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の整備を促進する必要がある。 ◆消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、県内では年々団員数が減少している。[現状] 消防団の条例定数充足率 86.1% (H26) 全国92.9% (H26) ◆地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、県民に対する啓発活動や市町村に対する情報提供等の支援を行っていく必要がある。
	救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成28年5月に移行期限を迎える消防救急無線のデジタル化整備については、県内12消防本部のうち5消防本部が整備済み、残る7消防本部全てで着手している。 [現状] 消防救急無線デジタル化に着手している消防本部数（整備済も含む）12本部（100.0%）(H26) 全国546本部（72.6%）(H26) ◆移行期限までに運用開始できるよう、引き続き整備を促進する必要がある。 ◆総務省の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、緊急消防援助隊の消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の整備を促進する必要がある。
	災害対策用装備資機材等の更新整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の非常連絡手段として、警察本部（通信指令課、警備課、機動隊）及び全警察署に衛星携帯電話を配備している。 [現状] 衛星携帯電話の配備台数 20台 (H26) ◆今後は、災害時において有効に機能発揮出来るよう、機能維持のための更新整備を行っていく必要がある。 ◆災害発生初期から現場で活動する職員の食料、飲料水供給などの後方支援体制が整うまでの間の非常食について、更新計画に基づき備蓄しており、備蓄率は計画値に対して100%である。[現状] 非常食の備蓄率 100.0% (H26) ◆非常食の保管管理を徹底し、災害発生時、非常食を迅速・的確に供給できるよう継続して非常食の更新整備を行っていく必要がある。
産業	緊急車両等への石油燃料供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時において、緊急車両等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。 [現状] 応援協定等の締結件数（県石油商業協同組合・石油連盟）2者 (H26) ◆協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
保健医療・福祉	病院・社会福祉施設の耐震化等	<p>◆災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院11病院については、移転新築する1病院を除き、全て耐震化済であるが、その他の病院及び社会福祉施設の耐震化率は、着実に進展しているものの、全国と比較して低い状況にある。</p> <p>[現状] 病院の耐震化率 61.5%(H25) 全国64.2%(H25)</p> <p>◆既存の医療提供体制整備交付金を一般病院がより活用しやすくするなど、耐震化されていない病院、施設に対し、改修等の促進を図る必要がある。</p> <p>◆災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を進める必要がある。</p> <p>[現状] 社会福祉施設の耐震化率 79.0%(H24) 全国84.2%(H24)</p>
	災害拠点病院の体制強化	<p>◆災害発生直後の急性期におけるDMATの出動体制を強化するため、各災害拠点病院のDMAT隊が複数となるよう、国主催の養成研修への参加や県独自の養成研修の実施に取り組んでいる。</p> <p>[現状] 災害拠点病院におけるDMAT(災害派遣医療チーム)数 21チーム(H25)</p> <p>◆今後とも研修の実施等を通して、DMAT養成を推進する必要がある。</p>
	ドクターヘリの運航確保	<p>◆ドクターヘリを運航し、平時には県内全域の救急医療に対応し、災害発生時にはDMAT搬入の先遣隊としての移動手段と患者搬送に利用することとしており、災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。</p> <p>[現状] ドクターヘリの年間運航回数 423回(H26)</p>
	災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成	<p>◆災害発生時に、被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チームの派遣調整や活動支援などの高度な知識を有する災害医療コーディネーターを養成するための研修の実施等に取り組んでいる。</p> <p>[現状] 災害医療コーディネーター研修回数 2回(H25)</p> <p>◆今後も、災害医療コーディネーターを確保するため、研修の実施などの取組を推進する必要がある。</p> <p>◆災害発生時に、自主防災組織が自ら避難所の衛生確保・健康維持に取り組めるよう、指導や助言ができる災害医療従事者を養成するため、研修の実施等に取り組んでいる。[現状] 災害医療従事者研修の実施回数 4回(H25)</p> <p>◆今後も、災害医療従事者を確保するため、研修の実施などの取組を推進する必要がある。</p> <p>◆介護福祉士等を計画的に確保するため、修学資金の貸付を行っている。[現状] 介護福祉士等修学資金年間貸付人数 52人(H26)</p> <p>◆引き続き、災害医療・救急救護・介護に携わる人材の計画的な確保・育成等に平時から取り組み、災害時に人材の絶対的不足による被害拡大を生じないようにしていく必要がある。</p>
	福祉避難所等への人的支援	<p>◆大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームは、県内各地域ごとの派遣体制の充実のためH28まで50チームを目標としているが、現在34チーム(68%)となっている。</p> <p>[現状] 災害派遣福祉チーム数の目標(50チーム(H28))に対する進捗率 68.0%(H26)</p> <p>◆今後も、市町村や関係団体へのチームの周知やチーム員の募集・養成研修を実施するなどして、派遣体制を整備・強化する必要がある。</p>
	難病患者等への支援	<p>◆災害等の停電に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用発電装置について、難病医療拠点・協力病院が整備するための補助を行っている。[現状] 非常用発電装置の配置率 151.0%(H26)</p> <p>◆全県では在宅難病患者に貸与するための装置は、患者数を上回っているものの、各保健所の圏域別にみると不足する圏域があることから、実態把握に努め、必要に応じて医療機関への働き掛けなどを行っていく必要がある。</p>

2-5) 被災地における感染症等の大規模発生

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
住宅・都市	下水道施設の防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県流域下水道の地震対策のうち重要な施設については完了済みであり、残る施設も今後計画的に対策を進めていく予定。 [現状] 地震対策上重要な下水道施設の地震対策実施率 (県事業) 100.0% (H25) 全国41.0% (H24) ◆ 避難場所等における公衆衛生確保のため、布設後50年以上経過した管渠について、平成24年度及び25年度に緊急点検・調査を行った結果、管渠3.9kmについて対策が必要と判断されており、今後対策を進めていくこととしている。 [現状] 布設後50年以上経過した管渠の老朽化対策実施率 0.0% (H25) ◆ 硫化水素による腐食が発生しやすい箇所について、平成25年度に緊急点検・調査を行い、マンホール33箇所と管渠83区間で腐食対策が必要と判断されており、今後対策を進めていくこととしている。 [現状] 硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率 (マンホール) 3.0% (H25) 硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率 (管渠) 12.0% (H25)
	事業継続計画 (下水道BCP) の策定	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県流域下水道BCPは平成25年度に策定済みである。 [現状] 事業継続計画 (下水道BCP) の策定率 (県事業) 100.0% (H25) 全国9.0% (H24) ◆ 下水道事業実施31市町村のうち28市町村で下水道BCP策定済みであり、残る3市町も平成27年度中に策定することを目標としている。 [現状] 事業継続計画 (下水道BCP) の策定率 (市町村事業) 90.0% (H26) 全国9.0% (H24) ◆ 今後、未策定の市町村に対し、助言等を行っていく必要がある。
保健医療・福祉	感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 感染症の集団発生により、医療救護班や後方の医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策 (発生予防、拡大防止等) を実施する感染制御支援チームを結成している。 [現状] ICAT (感染制御支援チーム) の結成 常設可 (H24) ◆ 今後も、研修会や訓練を実施するなどして、有事に備える必要がある。 ◆ 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会を通し、有事の連携体制の構築に努めている。 [現状] 感染症対策に関する研修、訓練の実施回数 年2回 (H26) ◆ 今後も、各種訓練に参加するなどして保健活動班、疫学調査班やDMATなどとの連携について、検討を進める必要がある。

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	県の災害対策本部機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎は、併せて21棟あり、順次耐震化を進めているところ。[現状] 県庁舎等の耐震化率 71.4%(H26) 全国68.9%(H24) ◆大規模停電時においても、庁舎機能を維持できるよう、自家用発電設備の整備も併せて行っている。 ◆今後も、計画的に、継続して県庁舎及び各地区合同庁舎の耐震化を図る必要がある。
	市町村の災害対策本部機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす市町村庁舎は、階数3以上かつ床面積の合計1,000m²以上のものが74棟あり、順次耐震化を進めているところ。[現状] 市町村庁舎の耐震化率 67.6%(H25) ◆今後も、計画的に、継続して市町村庁舎の耐震化を図る必要がある。
	災害警備本部機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、同計画に基づき災害警備の他、治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図っている。[現状] 災害警備計画の策定 年1回(H26) ◆災害警備活動拠点となる警察本部及び警察署庁舎の耐震化率及び非常用発電設備の整備率は、ともに100%である。[現状] 警察庁舎の耐震化率 100.0%(H26) 全国78.8%(H26) 警察庁舎の非常用発電設備の整備率 100.0%(H26) ◆災害時に、人命救助や治安維持活動等を機動的かつ的確に実施できるよう整備を進める必要がある。 ◆大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、代替庁舎を確保するとともに災害警備本部機能の移転訓練を行っている。[現状] 災害警備本部機能移転訓練等の実施回数 年3回(H26) ◆執務時間外において、災害が発生した場合に迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、非常招集訓練を行っていく必要がある。
	消防本部機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆消防本部及び消防署等の耐震化率は75.3%となっている。[現状] 消防本部・消防署の耐震化率 75.3%(H26) 全国83.8%(H26) ◆大規模災害発生時においても、災害応急対策の拠点としての機能を発揮して業務を継続するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐えうるよう整備を促進する必要がある。 ◆総務省の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の整備を促進する必要がある。
	県における災害時業務継続計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ◆本庁舎版BCP(平成25年度策定)をもとに、平成26年度中に全ての合同庁舎でBCPを策定済。平成27年度以降は、防災訓練等を通じたBCPの検証を行う必要がある。[現状] 県災害時業務継続計画(BCP)を策定する本庁舎及び合同庁舎数 15庁舎(H26) ◆出先機関等の単独公所についても、BCP作成に係る対応方針に基づき、平成27年度中にBCPの策定を進めることとしており、現在、公所を所管する各部局において、公所毎の事情等を勘案しながら、具体的な対応方法等について検討を行っているところ。
	行政情報通信基盤の耐災害性強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村が保有する災害時の行政データ消失に備え、堅牢なデータセンターでの行政データのバックアップシステムを提供している。[現状] 市町村行政データバックアップシステム利用市町村 5市町村(H26) ◆県が提供するバックアップシステムに限らず、行政システムのクラウド化、行政データの遠隔地バックアップやサーバ室の耐震化等、行政機能を停止させないための対策が必要である。
	被留置者の逃走・事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、留置施設のない宮古・釜石警察署を除く全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について留置場非常計画を策定の上、護送訓練を実施している。[現状] 留置場非常計画に基づく被留置者の護送訓練の実施所属 15署(H26) ◆東日本大震災津波発災時においては、沿岸署において非常計画に基づく各指定場所への護送を実際に行っている。 ◆今後も、非常計画に基づく護送訓練を継続して実施し、有事に備える必要がある。

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
産業	企業における業務継続体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、商工団体等支援機関と連携し、計画の必要性について普及啓発を図るとともに、その策定を支援する必要がある。 [現状] BCPセミナーへの参加事業者数 大企業4社/中小企業52社 (H25) ◆災害発生後であっても企業が迅速に生産活動を開始できるよう、平時から企業間で目標復旧時間の調整、代替生産の必要性などを検討しておく必要がある。
	エネルギー供給体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ガソリンスタンドや石油ガス充填事業場が被災・停電等により供給機能を停止しないよう、災害対応型中核給油所や中核充填事業者の設置を進め、ハード、ソフトそれぞれの災害対応能力を強化する必要がある。 [現状] 中核充填事業者 8社 (H26) ◆製油所等の被災により燃料供給機能が停止しないよう、製油所の危険物施設及び高圧ガス施設をはじめとする燃料供給に必要な設備の耐震化及び液状化対策を進める必要がある。
	被災企業への金融支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆県では、災害救助法の適用を受けた市町村区域等において、罹災により事業活動に支障が生じている県内中小企業者に対して、早期の事業再開を行うため、金融支援を実施している。 [現状] 中小企業災害復旧資金の貸付件数 11社 (H25) ◆災害救助法の適用区域に関わらず、弾力的な運用が必要である。
	物流機能の維持・確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時における救援物資等の緊急輸送の円滑化を図るため、公益社団法人岩手県トラック協会と物資集積拠点の管理・運営等に係る災害協定を締結するなど協力体制を構築している。 ◆県地域防災計画において、岩手産業文化センターが防災拠点に指定されたことに伴い、県と同センターに係る指定管理者との間において防災拠点運営や初動体制等具体的な協力体制を構築し、物流機能の維持・確保につなげることが必要となっている。 [現状] 物資集積拠点の管理・運営に係る事業者等との協定締結率 100.0% (H26) 全国80.0% (H26)
国土保全・交通	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆橋脚の倒壊や落橋のおそれのある橋梁について、耐震補強化工事を実施しており、耐震補強が必要な277橋梁のうち、210橋梁の対策工事が完了している。 [現状] 緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率 75.8% (H26) 全国79.0% (H24) ◆高規格幹線道路の供用率は73%であり、全国平均75%を下回っている状況。 ◆復興道路は、計画延長393kmに対し供用済延長123km、供用率31%に留まっている状況。 ◆東日本大震災津波時、三陸縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークが避難や救急物資輸送、救護活動を支える「命の道」として有効に機能したことも踏まえ、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要である。

4-2) 食料等の安定供給の停滞

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
産業	物流機能の維持・確保	<p>◆災害時の緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者や団体との協力体制を構築し、迅速に救援活動が実施できるよう、取決めを行うことが必要である。</p> <p>◆東日本大震災津波を受け、岩手産業文化センターが物資集積拠点に指定され、管理運営等について公益社団法人岩手県トラック協会と協力体制を構築している。</p> <p>[現状] 物資集積拠点の管理・運営に係る事業者等との協定締結率 100.0% (H26) 全国80.0% (H26)</p> <p>◆災害時の物流機能の維持を図るため、輸送車両の燃料確保、現場での専門家の確保、費用負担の明確化などを検討する必要がある。</p>
	農林水産業の体質強化	<p>◆本県の農林水産業は、生産物価格の下落など厳しい経営環境の中、高齢化の進行等による農業従事者の減少などの様々な課題を抱えている。</p> <p>[現状] 基幹的農業従事者の15～64歳の占める割合 37.0% (H22) 全国39.0% (H22)</p> <p>◆担い手の確保や経営力強化など、本県の農林水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。</p>
国土保全・交通	食料生産基盤の整備	<p>◆大規模災害により、生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすため、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策など、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。</p> <p>[現状] 水田整備率 (30a程度以上) 51.0% (H24) 全国63.0% (H23)</p> <p>農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 0.0% (H25) 全国20.0% (H25)</p> <p>ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査 (レベル2診断) の実施割合 0.0% (H25) 全国40.0% (H24)</p> <p>◆地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保や漁港施設等の機能保全のため、農林水産省の水産基盤整備事業を活用し、漁港施設の地震・津波対策、長寿命化対策を進める必要がある。</p> <p>[現状] 漁港施設の機能保全計画策定割合 0.0% (H25) 全国56.0% (H25)</p> <p>陸揚岸壁や防波堤が耐震・耐津波強化された流通・生産拠点漁港の割合 0.0% (H25) 全国40.0% (H25)</p> <p>◆農林水産省の強い水産業づくり交付金を活用し、漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等を進める必要がある。</p>

5-1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
産業	石油製品の安定供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆火災や自然災害等の災害予防計画に基づく防災力の強化を促進するほか、災害発生時における応急対策や迅速な復旧が行われるよう、体制を整える必要がある。 ◆石油製品の安定供給を確保するため、経済産業省の地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金や石油製品流通網維持強化事業費補助金の活用の可能性を検討しながら、災害対応能力を強化するための地下タンクの入換えや自家発電機導入、過疎地における地下タンクが不要な簡易計量器の設置、地下タンク等の放置防止、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業などを進めていく必要がある。
	避難所、緊急車両等への石油燃料供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時において、避難所や緊急車両等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。 [現状] 応援協定等の締結件数（県石油商業協同組合・石油連盟） 2者（H26） ◆協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。 ◆災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、経済産業省の石油製品利用促進対策事業費補助金の活用の可能性を検討しながら、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・LPガスの貯槽等の導入を進めていく必要がある。
	再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成24年7月から始まった固定価格買取制度を契機として、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入は増加傾向にあり、既に太陽光発電については、岩手県地球温暖化対策実行計画（H23～32）の目標値を上回る水準で導入が図られている。 [現状] 県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合 13.1%（H25） 全国 7.2%（H24） 再生可能エネルギーによる電力自給率 18.6%（H25） 全国10.7%（H25） ◆本県の賦存量が全国的に優位にある風力発電や地熱発電は、運転開始まで相当の準備期間を要することから、導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。 ◆非常時にも最低限のエネルギーを自給できるよう、地域の防災拠点等施設への再生可能エネルギー設備導入を進める等、自立・分散型のエネルギー供給体制の整備を継続して進めていく必要がある。 ◆一方、導入拡大を推進する上で、国民負担の増大や電力系統への接続制約などの課題が顕在化してきたことから、固定価格買取制度の見直し等がなされたところであり、再生可能エネルギー導入への影響をみながら、施策を展開していく必要がある。
国土保全・交通	県営発電施設の災害対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の電力土木施設について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震対策を進める必要がある。

5-2) 上下水道等の長期間にわたる供給停止

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
住宅・都市	水道施設の防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時においても給水機能を確保するため、配水池容量の増量、緊急遮断弁の設置など配水池の給水拠点化を促進する必要がある。 ◆今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した計画的な老朽化対策を促進することが必要である。 ◆水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、緊急時貯水槽の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。 <p>[現状] 基幹管路の耐震適合率 44.8% (H25) 全国34.8% (H25) 浄水施設の耐震化率 22.6% (H25) 全国22.1% (H25) 配水池の耐震化率 27.7% (H25) 全国47.1% (H25)</p>
	下水道施設の防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆県流域下水道の地震対策のうち重要な施設については完了済みであり、残る施設も今後計画的に対策を進めていく予定。 <p>[現状] 地震対策上重要な下水道施設の地震対策実施率（県事業） 100.0% (H25) 全国41.0% (H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆避難場所等における公衆衛生確保のため、布設後50年以上経過した管渠について、平成24、25年度に緊急点検・調査を行った結果、管渠3.9kmについて対策が必要と判断されており、今後対策を進めていくこととしている。 <p>[現状] 布設後50年以上経過した管渠の老朽化対策実施率 0.0% (H25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆硫化水素による腐食が発生しやすい箇所について、平成25年度に緊急点検・調査を行い、マンホール33箇所と管渠83区間で腐食対策が必要と判断されており、今後対策を進めていくこととしている。 <p>[現状] 硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率（マンホール） 3.0% (H25) 硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率（管渠） 12.0% (H25)</p>
	事業継続計画（下水道BCP）の策定	<ul style="list-style-type: none"> ◆県流域下水道BCPは平成25年度に策定済みである。 <p>[現状] 事業継続計画（下水道BCP）の策定率（県事業） 100.0% (H25) 全国9.0%(H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆下水道事業実施31市町村のうち28市町村で下水道BCP策定済みであり、残る3市町村も平成27年度中に策定することを目標としている。 <p>[現状] 事業継続計画（下水道BCP）の策定率（市町村事業） 90.0% (H26) 全国9.0%(H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆今後、未策定の市町村に対し、助言等を行っていく必要がある。
国土保全・交通	工業用水施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ◆大災害時に安定した工業用水供給を継続するため、配管の計画的な更新（耐震化）を今後も進める必要がある。 <p>[現状] 県工業用水道施設（管路）耐震化率 53.0% (H26) 全国28.0% (H22)</p>

5-3) 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
国土保全・交通	道路施設の防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路防災点検結果に基づき、落石や崩壊のおそれのある斜面等の要対策箇所について対策工事を実施しており、要対策箇所と位置づけられた165箇所のうち、97箇所の対策工事が完了している。 [現状] 道路法面など防災施設の対策率 58.8% (H26) 全国60.0% (H24) ◆大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことが出来るよう、今後も引き続き計画的な整備を行っていく必要がある。
	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆橋脚の倒壊や落橋のおそれのある橋梁について、耐震補強化工事を実施しており、耐震補強が必要な277橋梁のうち、210橋梁の対策工事が完了している。[現状] 緊急輸送道路・復興道路等における既設橋梁の耐震化完了率 75.8% (H26) 全国79.0% (H24) ◆大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことが出来るよう、今後も引き続き計画的な整備を行っていく必要がある。 ◆高規格幹線道路の供用率は73%であり、全国平均75%を下回っており、復興道路は、計画延長393kmに対し供用済延長123km、供用率31%に留まっている状況。 ◆東日本大震災津波時、三陸縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークが避難や救急物資輸送、救護活動を支える「命の道」として有効に機能したことを踏まえ、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要。 ◆大規模災害発生時の倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある。
	鉄道の耐災害性確保・体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆発災時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要がある。 ◆発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保に向けて、関係機関の連携等による情報共有体制を構築するため、災害対応マニュアルに基づき対応する必要がある。
	港湾施設の耐震・耐津波性能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆県内港湾の耐震強化岸壁整備割合は、全国に比較して低い水準にある。 [現状] 耐震強化を計画している岸壁の整備割合 33.0% (H26) 全国66.0% (H23) ◆災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うために、平時より、岸壁の耐震・対津波性能の強化など、県内港湾の機能強化を推進することが必要である。
	港湾における業務継続体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆県内にある重要港湾のうち、業務継続計画（BCP）を策定している港湾はない状況。 ◆災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として重要な役割を県内の港湾が担うために、全ての重要港湾で業務継続計画を策定予定。
	大規模災害時の空港運用体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模災害が発生した場合、速やかに空港施設の点検を行うマニュアルは整備されている。 ◆東日本大震災津波のような大規模災害では、空港再開、運用は24時間体制を求められ、空港事務所の現有人員では対応に限界があることから、空港事務所経験者の応援体制をあらかじめ構築しておく必要がある。 ◆大規模災害時に、航空ネットワークを維持するためには、施設の点検・整備によるハード面の対応とともに、空港を運用するソフト面（航空会社、航空管制、航空機給油、空港ターミナルビル運営）の対応が必要であり、こうした業務に従事する職員の通勤のためのガソリンを優先的に確保するなど、空港運用を継続できる仕組みが必要である。

6-1) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	特定動物の逸走防止	<p>◆県条例により、特定動物飼養者に、災害時における特定動物の逸走防止及びその他のとるべき緊急措置を定めておくことや、逸走時における通報及び緊急措置の実施等を義務付けている。 [現状] 特定動物飼養施設への立入調査実施率 100.0% (H25)</p> <p>◆今後も、上記の徹底などにより、特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じる必要がある。</p>
国土保全・交通	ため池の防災対策	<p>◆地震や大雨等を起因とした、ため池からの漏水や決壊などによる二次被害を防止するため、計画的にため池の点検・診断を行い、必要な対策を講じる必要がある。 [現状] ため池の点検・診断実施割合 0.0% (H25) 全国40.0% (H25)</p> <p>◆市町村によるため池の決壊による浸水予測図に基づくハザードマップの作成を支援し、防災訓練等へ活用するなど、ハード、ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。 [現状] ため池のハザードマップ策定率 8.0% (H25) 全国30.0% (H24)</p>
	ダムの防災対策	<p>◆大雨発生時における既設ダムの治水効果の発揮を図るため、また、被災等による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行う方策として、管理用発電導入を、予定していた6ダム全てにおいて導入済みである。 [現状] 県管理ダムにおける管理用発電の導入率 100.0% (H26)</p>
	旧松尾鉱山新中和処理施設の稼働継続	<p>◆本施設による処理が継続できなくなった場合、強酸性の坑廃水が赤川へ流入し北上川本川を汚染し、その影響は、工業用水、農業用水等に及び、年間約500億円の被害が予測されている。</p> <p>◆自然災害発生時でも稼働停止というリスクから避けるため、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。</p>

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
国土保全・交通	農地・山地災害の防止対策	<p>◆農業・農村の有する洪水防止や土砂崩壊防止機能など多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。 [現状] 水田整備率(30a程度以上) 51.0%(H24) 全国63.0%(H23)</p> <p>◆大雨や地震等による山地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、治山事業により、治山施設を設置するとともに、機能の低下した森林の整備を進め、森林が持つ土砂流出防備などの公益的機能を維持・強化する必要がある。 [現状] 山地災害防止機能が確保された集落数 932集落(H25) 全国 約55千集落(H25)</p>
	森林資源の適切な保全管理	<p>◆土砂災害防止、洪水緩和等の機能を有する森林資源の適切な保全管理のため、森林整備事業や森林整備加速化・林業再生交付金事業等により、間伐による適切な森林整備を継続して推進する必要がある。</p> <p>◆農林水産省の森林・林業再生基盤づくり交付金を活用し、初期消火体制の整備等、地域の防災体制を強化する取組を行っており、更に充実・強化を図ることが必要である。 [現状] 間伐面積 7,116ha(H25) 全国488,000ha(H24)</p>

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
国土保全・交通	災害廃棄物処理対策	<p>◆災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。</p> <p>◆災害が発生した場合に、県と関係団体（県産業廃棄物協会及び県環境整備事業協同組合）が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行なうなど、関係機関の連携を推進する必要がある。</p> <p>◆災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、災害廃棄物処理計画を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し、災害廃棄物対策指針に基づく早期の計画策定について助言等を行う必要がある。</p> <p>策定済み市町村は16市町村（地域防災計画規定を含む）に留まっている。 [現状] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26)</p>
	地籍調査の実施	<p>◆災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、土地境界を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査等の推進を図る必要がある。</p> <p>[現状] 地籍調査進捗率 84.0% (H25) 全国51.0% (H25)</p>

7-2) 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	防災人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆自主防災組織のリーダー研修会等に参加した市町村に限られており、より多くの市町村の住民等が参加するよう、引き続き自主防災組織の必要性等について普及啓発を図っていくことが必要である。 [現状] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ◆岩手県地域防災サポーターの活用機会が増加しており、徐々にサポーター制度が定着してきているが、活用する市町村が限定的となっており、地域における防災意識の普及啓発のためにも更なる広報が必要である。 [現状] 県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26)
	災害時連携体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との協定締結を進めてきたところ。 [現状] 災害協定締結数(県土整備部関係) 8団体 (H22) 災害協定締結数(農林水産部関係) 1団体 (H25) ◆引き続き、災害時の連携が必要とされる団体について、協定の締結に取り組んでいく必要がある。 ◆災害時における漁港・漁場関係公共土木施設等の応急対策業務等の実施について、一般社団法人全日本漁港建設協会岩手県支部と災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定を締結している。 ◆災害時の応急業務に備え、引き続き、本協定を維持していく必要がある。
	技術職員等による応援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆現在は、被災自治体が個別に、或いは全国知事会、関係省庁等を通じて全国自治体等に派遣要請を行っているが、水産土木分野など全国的に職員数が少ない分野の人員確保が困難となっている。 [現状] 被災市町村の職員確保状況(充足率) 93.2% (H27) ◆現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、任期付職員の国の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働き掛けていくことが必要である。 ◆被災市町村からの技術職員の応援要請に対応するため、農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)による応援体制を構築している。 ◆大規模災害時において迅速に対応できるよう、東日本大震災津波の経験や課題等を整理する必要がある。
保健医療・福祉	防災ボランティアの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成26年3月に策定した岩手県防災ボランティア活動推進指針に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、防災ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク(顔の見える関係)の構築を図る必要がある。
産業	建設業の担い手育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆復旧・復興関連事業が増加する中においても、建設企業の経営改善の取組を支援していく必要があることから、時宜にかなったテーマも盛り込みつつ、講習会を開催している。 [現状] 経営力強化等をテーマとする講習会受講者数 587人 (H26) ◆引き続き、講習会を開催し、復旧・復興を担う、建設企業の経営力強化に向けた取組を促進していく必要がある。 ◆復旧・復興に必要な型枠大工や鉄筋作業従事者等技能者の育成と確保を図るため、建設業の経験のある離職者や新規卒業者、在職者等を対象に、建設現場で必要となる技能等の取得用研修カリキュラムを受講させる、建設業入職促進・人材育成事業を開始している。 ◆技能労働者の待遇が悪ければ、若手入職者が減少し、建設業界の技術伝承がうまく行われず衰退の一途をたどってしまう。 ◆建設業等の就労環境の改善を図っていく必要がある。

7-3) 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

個別分野	現在取り組んでいる施策	脆弱性評価結果
行政機能・情報通信	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における災害時の対応力を向上するためには、必要な地域コミュニティを構築する必要がある。 ◆国、市町村、関係機関と連携しながら、地域住民の学びの場や交流の機会を確保することにより、地域コミュニティを強化するための支援等の取組を充実する必要がある。 [現状] 教育振興運動に取り組んでいる市町村の割合 97.0% (H26) ◆子ども・学校・家庭・地域・行政の5者の役割分担と連携による地域の教育課題の解決と教育を通じた地域づくりの推進が必要である。
住宅・都市	地域コミュニティ力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、東日本大震災津波の影響等により、急速な人口減少が進んでおり、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた対策等は急務となっている。 ◆災害発生時の地域住民の対応能力を向上させるため、国や市町村、NPO、地域団体等と連携しながら、国の交付金等を活用して総合的な支援を行っているが、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けた一層の取組を進める必要がある。 [現状] 元気なコミュニティ特選団体の認定数 137団体 (H26) ◆地域コミュニティ力の強化に向けて、地域公共交通の維持確保及び活性化を図るため、路線バスにおける効率的な乗合システムの整備及び実証運行に取り組んでいる。 ◆今後も、事業者と自治体、地域住民が一体となって、地域の公共交通ネットワークの再構築及び地域公共交通の利用促進を図っていく必要がある。 ◆災害発生時における復旧活動の体制構築を迅速に行えるよう、農村地域のコミュニティを維持・活性化する必要がある。 ◆関係団体が農林水産省の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用して、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う森林整備、森林資源の利用、森林環境教育などへの支援を行っており、その活動を継続・強化する必要がある。 [現状] 農振農用地に占める共同活動取組面積の割合 27.0%(H25) 全国35.0%(H25)